第4次 札幌市産業廃棄物 処理指導計画

札幌市環境局 平成 28 年 (2016年) 3 月



第 4 次札幌市 CONTENTS 産業廃棄物 処理指導計画 目 大

はじめに		1
第一章	第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の概要	
	第1節 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定の趣旨等	2
	第2節 基本方針の方向性	
2		
第乙章	産業廃棄物処理の状況	
	第1節 全国の産業廃棄物処理の状況	4
	第2節 北海道の産業廃棄物処理の状況	5
	第3節 札幌市の産業廃棄物処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2		
第3章	計画目標	
	第1節 排出抑制の推進	14
	第2節 最終処分量の減量	15
	第3節 再生利用の推進	16
	第4節 市域内処理の推進	17
第4章	札幌市の重点施策	
	方針:1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進	
		18
	重点施策 2. 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成	
	重点施策 3. 非常災害に備えた処理体制の整備	21
	方針:2 産業廃棄物の市域内処理の推進	
	重点施策 4. 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進	
	重点施策 5. 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクル推進	22
	方針:3 未活用資源の有効活用の推進	
	重点施策 6. 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援	-
	重点施策 7. 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進 …	23

巻末資料 第4次 札幌市 産業廃棄物処理指導計画(概要版)



はじめに

札幌市では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進し、総合的な産業廃棄物の処理に係る指導に取り組むため、平成 14 年 1 月に「第 1 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、その後、平成 18 年 12 月には「第 2 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」、さらに、平成 24 年 3 月には「第 3 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定したところであります。

産業廃棄物の処理は、排出事業者に責任が課されており、原則として事業者 自らの取組に委ねられていますが、現在、廃棄物排出量の高止まり、不適正処 理等の問題に加え、地球環境問題への対応など、廃棄物処理を取り巻く状況は 大きく変化しております。

また、平成 28 年1月には、国において「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)の全部変更(平成 28 年環境省告示第7号)を行いました。

この「国の基本方針」では、これまでの排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保に加え、災害により生じた廃棄物についても、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とするなど、非常災害時に関する事項を新たに追加しております。

さらに、北海道では「北海道廃棄物処理計画[第4次]」を平成27年3月に公表し、独自に『バイオマス利活用』に関する指標を設定するとともに、産業廃棄物を排出する業種別に、推進すべき施策としての基本的な方向を示しています。

このような中、札幌市では、この度、「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、国の基本方針や北海道産業廃棄物処理計画との整合を図りながら、これまで実施してきた施策について、改めて「選択と集中」の観点からの見直しを行い、より実効性のある施策としました。その上で、特に集中的に取り組む分野として新たに『未活用資源の有効活用の推進』を掲げました。

今後は、本計画に基づき、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル、適正処理等 に向けた施策を推進してまいりますので、市民、排出事業者、処理事業者の皆 様におかれましては、御理解と御協力を賜わりますようお願い申し上げます。

第1章

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の概要

第1節 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定の趣旨等

1 ┃ 札幌市産業廃棄物処理指導計画とは

札幌市域内で発生する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者及び処理事業者に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものです。

2 位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5の規定により、産業廃棄物の発生抑制、適正処理等に関する基本的事項等を定め、札幌市の産業廃棄物行政の推進を図るための法定計画に位置付けられます。

3 理念

持続可能な環境保全型のまちづくりを目指し、市民·事業者·行政が協働して、 循環型社会形成の推進に取り組みます。

4 計画期間

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成28年からの5年間を計画期間とし、目標年度を平成32年度とします。また、平成30年度を目処に、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。



5 進行管理

計画目標の達成状況や施策の実施状況について、市民・事業者・行政が情報を共有し、それぞれの役割と責務に応じた取組を実行していくため、その結果について公表していきます。

また、「札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会」において適切に点検・評価を実施していきます。



第2節 基本方針の方向性

産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法により排出事業者に処理責任を課しているものの、排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進を図るためには行政も一体となり課題に取り組んで行く必要があることから、以下に示す方向性に基づいて施策を展開します。

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

方針1

経済的な発展を妨げることなく、産業廃棄物の排出量を減らすことを第一に指導するとともに、廃棄物処理法等に基づいた適正な産業廃棄物の処理を推進します。

また、将来的な排出抑制に向け、製品の購入時や建築物の設計・施工時の段階から、これらの配慮がなされるよう、排出事業者への普及啓発を充 実強化します。

重点施策 1

排出事業者・ 処理事業者等への 指導、啓発の推進

重点施策 2

信頼のおける 優良産業廃棄物 処理事業者の育成

重点施策 3

非常災害に備えた処理体制の整備

産業廃棄物の市域内処理の推進

方針2

産業廃棄物は、広域的に処理されることもありますが、札幌市では、高い利便性を享受し、多量の廃棄物を排出している都市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。

ただし、特別管理産業廃棄物のような処理が困難で少量しか排出されない廃棄物の安定的処理や、震災などの非常事態にあっては、近郊市町村と連携した広域処理にも配慮することとします。

重点施策 4

本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

重点施策 5

産業廃棄物の直接最終処分量 低減に向けたリサイクル推進

方針3

未活用資源の有効活用の推進

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の中で再生利用の進んでいない ものを「未活用資源」と位置付け、そのリサイクルを推進することで、最 終処分量を抑制します。

重点施策 6

直接最終処分率の高い産業廃棄物の 資源活用の推進に向けた支援

重点施策 7

排出現場・事業所における分別の徹底 による未活用資源の有効利用の推進

第2章 産業廃棄物処理の状況

第1節 全国の産業廃棄物処理の状況

1 排出量及び処理状況

全国の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況は、図 1-1 のとおりとなっ

ています。

排出量は、平成 20 年度以降減少傾向にあり、再生利用量は平成 20 年度以降横ばいとなっていますが、最終 処分量は平成 10 年度 以降一貫して減少し続けています。

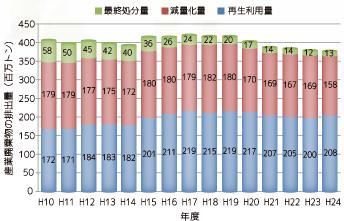


図 1-1 全国の産業廃棄物排出量と処理状況 出典:環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況 (平成 24 年度)」より

2 種類別排出量

全国の産業廃棄物の種類別 排出量は、図 1-2 のとおりと なっています。

種類別排出量では、汚泥が最も多く排出量全体の 43%、次いで動物のふん尿が 23%、がれき類が 16%となっています。

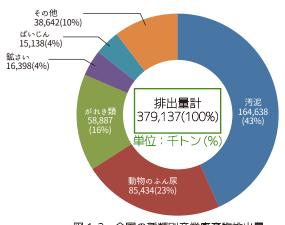


図 1-2 全国の種類別産業廃棄物排出量 出典: 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況 (平成 24 年度)」より作成

3 【国の基本方針における平成 32 年度目標

平成 32 年度における国の目標は、平成 24 年度の数値に対し、排出量の増加を 3%増に抑制するものであり、再生利用率は 1%増、最終処分量は 1%削減としています。

項目	平成24年度数值	平成32年度目標値						
排出量	約3億7,900万トン	平成24年度に対し増加を約3%に抑制 (約3億9,037万トン)						
再生利用率	55%	約56%に増加						
最終処分量	約1,300万トン	平成24年度比約1%削減 (約1,287万トン)						



第2節 北海道の産業廃棄物処理の状況

1 排出量及び処理状況

北海道の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況は、図 2-1 のとおりとなっています。

排出量は、平成 10 年度から平成 14 年度 にかけて増加し、平成 19 年度では減少したも のの、平成 24 年度で は再び微増しています。 一方、最終処分量は平 成 10 年度から減少し 続けています。

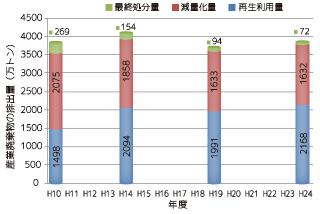


図 2-1 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況 出典:北海道産業廃棄物処理状況署舎より作成

2 種類別排出量

北海道の産業廃棄物の種類別排出量は、図 2-2 のとおりとなっています。

種類別排出量では、動物のふん尿が最も多く、排出量全体の54%、次いで汚泥が31%です。これら2種類で排出量全体の80%以上を占めています。

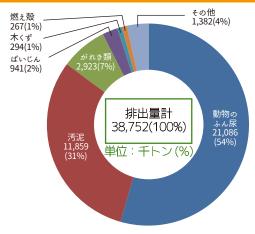


図 2-2 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況 出典:北海道産業廃棄物処理状況関査より作成

| 3|| 【北海道の平成 31 年度目標 (北海道廃棄物処理計画 [第4次])|

平成 31 年度における北海道の目標は、平成 24 年度の数値に対し、排出量は 同程度、再生利用率は約1~2%増、最終処分量は約21%削減としています。

項目	平成24年度数值	平成31年度目標値						
排出量	38,752千トン (17,666千トン) ※	平成24年度と同程度39,000千トン以下 (18,000千トン以下)※						
再生利用率	55.9% (34.0%)※	57% 以上 (36% 以上) ※						
最終処分量	721千トン	平成24年度比約21%削減 570千トン以下						

※: 排出量、再生利用率の下段()内の数値及び目標値は、「動物のふん尿」を除いた値である。

1 排出量及び処理状況

札幌市の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況は、図 3-1 のとおりとなっています。

排出量は、平成 10 年度から平成 15 年度にかけて大きく減少しており、平成15 年度から平成 22 年度にかけては、僅かに減少する傾向にあります。

一方、最終処分量は平成 10 年度から減少し続けており、これは、全国や北海道と同様の傾向です。

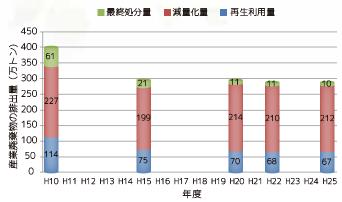


図 3-1 札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況

2 種類別排出量

札幌市の産業廃棄物の種類別排出量は、図 3-2 のとおりとなっています。

種類別排出量では、汚泥が最も多く全体の約71%を占めています。次いで、がれき類が約14%で、これら2種類で全体の約85%を占めています。

札幌市における排出量では、上下水道汚泥を含む汚泥が排出量としては最も多い状況です。

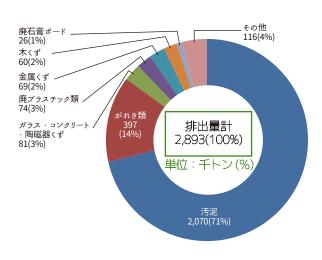
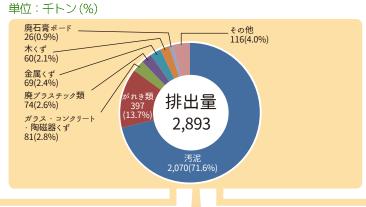
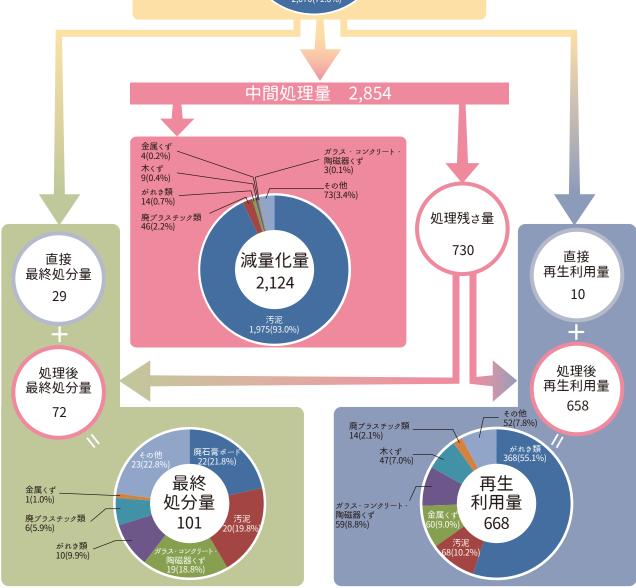


図 3-2 札幌市の種類別産業廃棄物排出量(平成 25 年度)









※最終処分:廃棄物を埋立施設に埋め立てること。 ※中間処理:最終処分の前段として、脱水・焼却・破砕など廃棄物の減量化・減容化・安定化などを図ること。

※「中間処理量」、「減量化量」の中には、「他の中間処理を経た残さ等」も含まれるため、「排出量」と「直接再生利用量、中間処理量及び直接最終 処分量の合計量」が一致していない場合がある。

4 札幌市における産業廃棄物処理の課題

第3次指導計画策定時の平成22年度に比べると、平成25年度の排出量は約1万トンの増加となりました。また、最終処分量は、約5.6%削減されていますが、再生利用率にはほとんど変化はなく、再生利用の余地がある産業廃棄物が、依然として最終処分されている現状にあります。

このようなことから、排出量の抑制に関しては、中長期的視点に立ち、製品の購入時や建築物の設計・施工時の初期段階から将来的な排出抑制について配慮することも必要であり、排出事業者への普及啓発の充実が課題となります。また、最終処分量を一層減少させるためには、再生利用が困難又は再生コストが高価な産業廃棄物の処理について、新たな技術開発が大きな課題となります。

以下、産業廃棄物の種類別に、平成 22 年度と平成 25 年度の数値を比較(表 4-1)し、排出量の抑制や再生利用、最終処分、市域内外での処理・処分など、その処理における課題を整理します。

表 4-1 札幌市の主な種類別産業廃棄物処理状況(平成 22 年度、平成 25 年度)

(単位: 千トン)

	平成22年度								平成25年度							
種類	排出量 ※1	中間 処理量 ※3	市内	市外	再生 利用量 (再生利 用率) ^{*2}	最終 処分量 (最終 処分率)	市内	市外	排出 量 ※1	中間 処理量 ※3	市内	市外	再生 利用量 (再生利 用率) ^{*2}		市内	市外
汚泥	2,215 240	2,221	2,214	7	128 (53%)	21 (1%)	19	2	2,070 83	2,094	2,069	24	68 (82%)	20 (24%)	17	3
がれき類	353	344	218	126	341 (97%)	7 (2%)	5	2	397	414	265	149	368 (93%)	10 (2%)	1	8
(がれき類のうち、 コンクリート破片)	254	250	133	117	249 (98%)	5 (2%)	4	1	301	321	206	115	293 (97%)	4 (1%)	1	4
廃プラスチック類	137	134	23	111	82 (60%)	34 (25%)	5	29	74	76	20	55	14 (19%)	6 (8%)	0	6
廃石膏ボード	7	5	5	1	3 (40%)	4 (60%)	4	0	26	8	6	2	0 (0%)	22 (86%)	20	2
その他	171	164	72	91	121 (71%)	41 (25%)	14	27	326	312	121	193	218 (67%)	43 (14%)	7	37
合計	2,883 908	2,868	2,532	336	675 (74%)	107 (4%)	47	60	2,893 906	2,904	2,481	423	668 (74%)	101 (3%)	45	56

※1 汚泥・合計の排出量については、下段の数字は、上下水道汚泥の減量化後の量を示した。

^{※2} 汚泥・合計の再生利用率は、上下水道汚泥排出量の大部分が水であることから、脱水等により減量化した後の量(減量化後量)を基に算出した。 ※3 中間処理量には、他の中間処理を経た残さ等も含まれるため、種類によって中間処理量が排出量を上回る場合がある。

汚泥の処理における課題

排出量の7割以上を占める汚泥は、その約98%が上下水道からの汚泥です(図4-2)。上下水道汚泥はほとんどが水分のため、脱水など減量化後には当初の5%以下の量となります。また、下水汚泥や建設汚泥を中心に、再生利用も比較的進んでいる状況にあります(図4-1)。

今後も、汚泥の排出量は増加する見込みでありますが、市民生活に直結する 上下水汚泥は排出量の抑制が難しいことから、引き続き脱水等の中間処理ととも に、再生利用を推進し、最終処分量の抑制を図る必要があります。

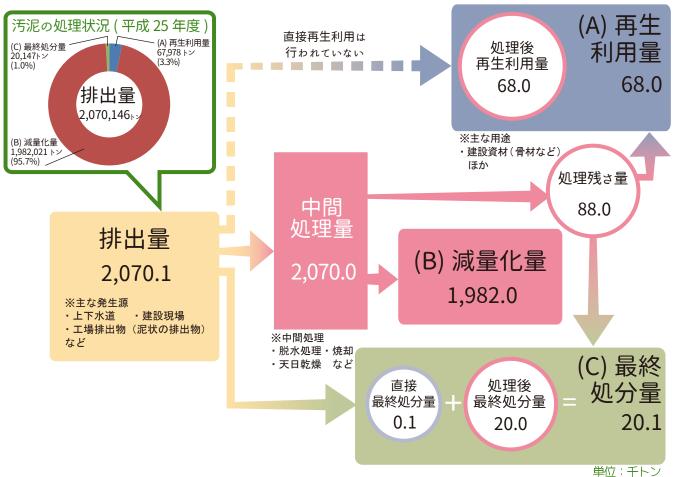


図 4-1 汚泥の処理フロー(平成 25 年度)

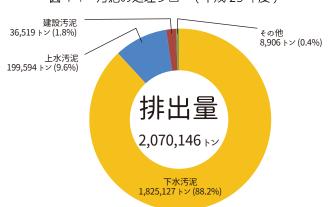


図 4-2 汚泥の種類別排出量(平成 25 年度)

廃石膏ボードの処理における課題

廃石膏ボードの平成 25 年度排出量は約 26 千トンとなっており、今後、緩やかな増加が見込まれます。

また、札幌市全体の排出量に占める割合は大きくありませんが、その約 86% が最終処分されており (図 4-3)、札幌市の最終処分量全体に占める割合は約 22%と種類別で最も高くなっています。

一方、札幌市域内における廃石膏ボードのリサイクル施設の整備状況は、新築系廃石膏ボードのリサイクル施設が1施設のみであり、解体系廃石膏ボードのリサイクル施設が存在しないことが課題となっております。

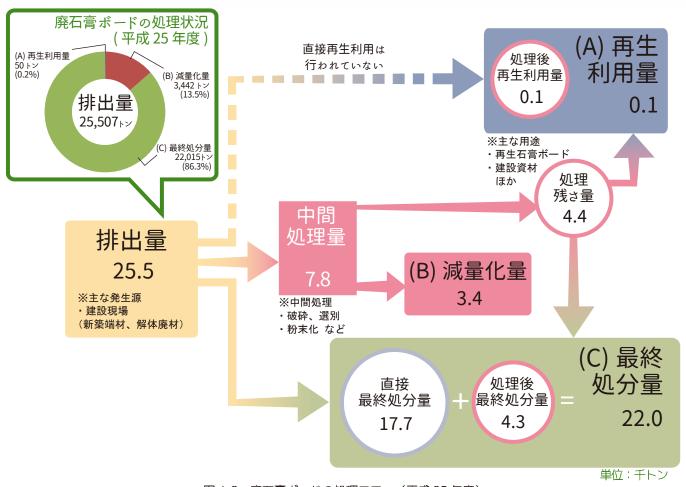


図 4-3 廃石膏ボードの処理フロー(平成 25 年度)

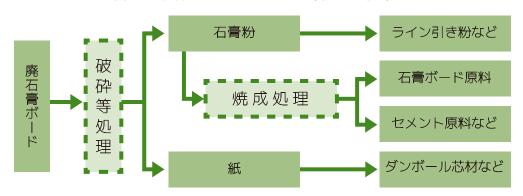


図 4-4 廃石膏ボードのリサイクル工程図(一例)

廃プラスチック類の処理における課題

廃プラスチック類の平成 25 年度排出量は約 74 千トンとなっており、今後、ほぼ横ばいで推移することが見込まれておりますが、再生利用率は約 19%と比較的低く(図 4-5)、最終処分量が多いため、サーマルリサイクル(焼却熱エネルギーの回収、利用)を含めた再生利用を進める必要があります。

また、現状の市内における中間処理施設では、排出量に対する処理能力が不足している上、最終処分場が存在しないことから、処理における市外への依存度が 75%と非常に高い(図 4-6)ことも課題となっております。

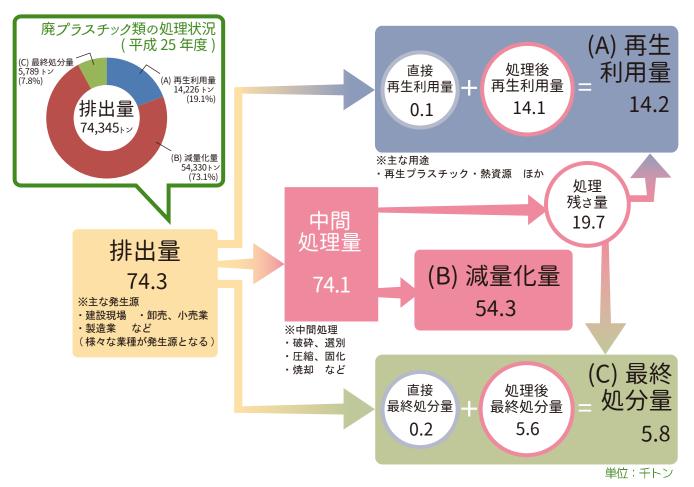


図 4-5 廃プラスチック類の処理フロー(平成 25 年度)

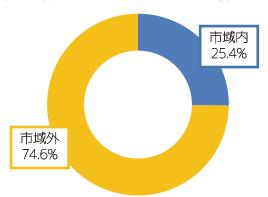


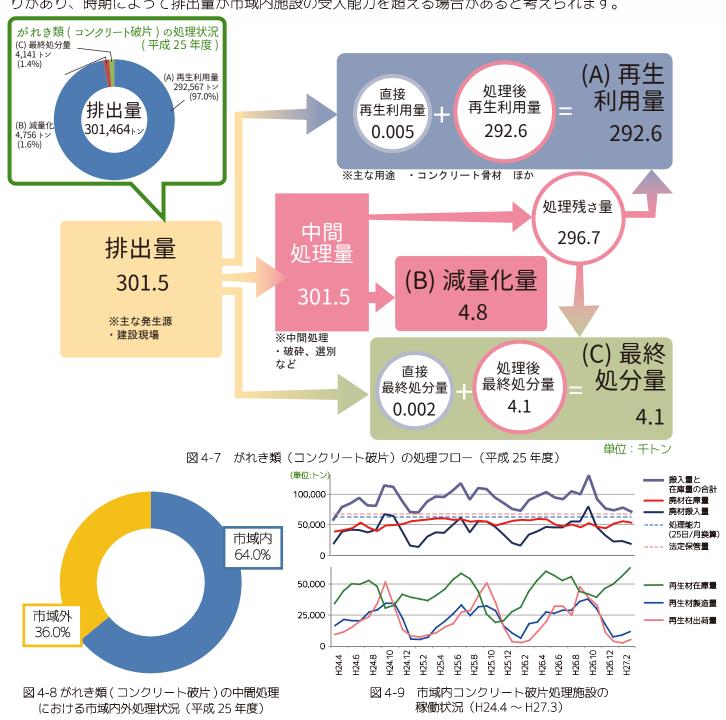
図 4-6 廃プラスチック類の市域内処理状況(平成 25 年度)

がれき類(コンクリート破片)の処理における課題

がれき類(コンクリート破片)の平成 25 年度排出量は、約 30.1 万トンとなって おりますが、全国的にここ 5 年間の排出量がほぼ横ばいであることから、札幌市においても今後、 同程度の排出量が見込まれます。

また、コンクリート破片は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)においてリサイクルが義務付けられている特定建設資材廃棄物であるため、再生利用率は約 97% と高く、最終処分量も約 1%と低く抑えられています(図 4-7)。しかし、再生利用のための中間処理(破砕等)において、市域外で処理される量が多いことが課題となっています(図 4-8)。

この課題について、市域内処理施設(民間設置)の時期別稼働状況をみると(図 4-9)、搬入量と在庫量の合計が常に施設の処理能力を超えている上、廃材の搬入期や処理後の再生材出荷期に偏りがあり、時期によって排出量が市域内施設の受入能力を超える場合があると考えられます。



5 役割に応じた取組

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等を推進し、安心して暮らせる環境保全型のまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が協働し、それぞれが担うべき役割と責務に応じた取組を果たしていく必要があります。

市民の役割

- ◆事業者による環境保全活動への協力
- ◆環境負荷に対する理解と関心の向上
- ◆不法投棄等発見時の通報

排出事業者の役割と責務

- ◆排出抑制・リサイクルの推進
- ◆適切な分別、処理事業者の選定
- ◆環境管理体制の確立と情報公開の徹底
- ◆拡大生産者責任の考え方に対応した製品の設計、製造・利用

協働で推進する 環境保全型 のまちづくり

処理事業者の役割と責務

- ◆廃棄物処理法等、関連法令の遵守
- ◆適正処理の推進、周辺環境への配慮
- ◆経営基盤の安定、資質の向上
- ◆環境負荷の低減
- ◆情報公開の徹底

札幌市の役割と責務

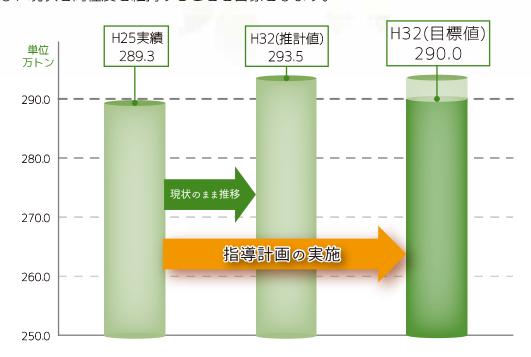
- ◆廃棄物処理法等、関連法令の適正な運用
- ◆市発注工事における排出抑制や再生利用等の率先実行
- ◆市民、事業者との連携調整及び意見の反映
- ◆市民に対する情報公開と出前講座等による普及啓発
- ◆排出事業者等に対する排出抑制や適正処理等に向けた優良事例等に係る情報公開
- ◆処理事業者等に対する先進技術等に係る情報提供など再生利用等に向けた助言・支援

第3章/計画目標

第1節 排出抑制の推進

1 排出抑制の目標値:290 万トン以下

産業廃棄物の排出量は、社会情勢の変化や経済動向に左右されることを勘案 し、現状と同程度を維持することを目標とします。



2 | 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成 32 年度の排出量は、平成 25 年度から約 4.2 万トン増の 293.5 万トンと推計しています。

排出量が今後増加する主な要因は、上下水道汚泥の増加(約4.6万トンの増加 と推計)ですが、市民生活に直結する上下水汚泥は排出量の抑制が難しいところ です。

そのため、上下水道汚泥以外の廃棄物について、排出事業者に対する立入指導等、排出抑制の施策に積極的に取り組み、平成25年度から5%程度削減することで、平成32年度の排出量を、平成25年度と同程度の290万トン以下にします。

- ■○国の基本的方針での目標値
 - 平成 32 年度の排出量は、平成 24 年度の 379 百万トンに対し増加を 3%に 抑制する。
 - ○北海道廃棄物処理計画[第4次]での目標値
 - 平成 31 年度の排出量は、平成 24 年度の 38,752 千トン(17,278 千トン) に対し、同程度である 39,000 千トン(18,000 千トン)とする。

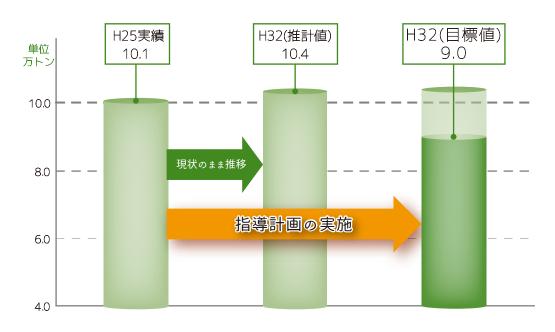
(括弧内の数値は動物のふん尿を除く値)



第2節 最終処分量の減量

1 最終処分量の目標値:9 万トン以下

最終処分率の高い種類に集中した施策に取り組むことにより、最終処分量を 平成 25 年度より 1.1 万トン減量することを目標とします。



2 | 目標値設定の考え方

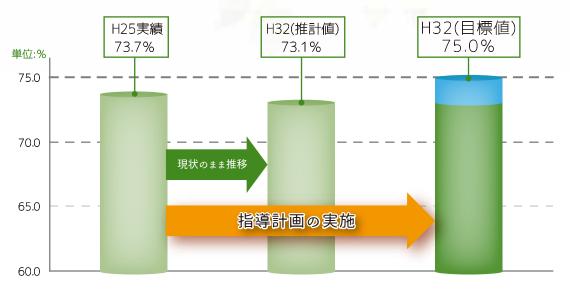
現状のまま推移すると、平成 32 年度の最終処分量は、平成 25 年度とほぼ同程度の、10.4 万トンと推計しています。また、平成 25 年度における種類別の排出量に対する最終処分量の割合(最終処分率)は、「廃石膏ボード」が 86%、「建設混合廃棄物」が 54%と、特定の種類で高い傾向がみられます。

そこで、特にこれらの種類に集中した施策(排出事業者及び建設工事現場での分別指導、再生利用施設の整備や活用促進など)に取り組み、これらの種類の最終処分量を平成 25 年度から 1.1 万トン削減することで、最終処分量を 9 万トン以下にします。

- ○国の基本的方針での目標値
 - 平成 32 年度の最終処分量は、平成 24 年度の 13 百万トンに対し約 1%削減する。
- 〇北海道廃棄物処理計画[第4次]での目標値 平成 31 年度の最終処分量は、平成 24 年度の 721 千トンに対し、570 千トン(約21%削減)とする。

1 再生利用率の目標値:75%以上

未活用資源の再生利用の推進に取り組むことにより、再生利用率を平成 25 年度より 1.3%増加させることを目標とします。



注)上下水道汚泥は、本市の産廃排出量全体のうち約7割を占めるが、その重量の大部分は水分である。このため再生利用率は、脱水や焼却等により減量化した後の量(減量化後量)を基に、算出している。

2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成 32 年度の再生利用率は、平成 25 年度より 0.6%減少した、73.1%と推計しています。また、平成 25 年度における種類別 の再生利用率は、「廃石膏ボード」が 0.2%、「廃プラスチック類」が 19%、「建設混合廃棄物」が 20%と、特定の種類で低い傾向がみられます。

そこで、特にこれらの種類について「未活用資源」と位置付け、有効活用を 検討する施策に取り組み、再生利用率を 75%以上にします。

└○国の基本的方針での目標値

平成 32 年度の再生利用率は、平成 24 年度の 55%から 56%へ増加させる。 〇北海道廃棄物処理計画[第4次]での目標値

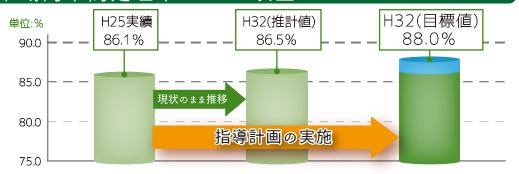
平成 31 年度の再生利用率は、平成 24 年度の 55.9% (34.0%) に対し、57% (36%) に増加させる。(括弧内の数値は動物のふん尿を除く値)



第4節 市域内処理の推進

産業廃棄物は、広域的に処理されることもありますが、札幌市では、高い利便性を享受し、多量の廃棄物を排出している都市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本としており、市域内中間処理率の向上、市域外最終処分量の削減を目標とします。

1-1 市域内中間処理率:88%以上



1-2 | 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成 32 年度の市域内中間処理率は、平成 25 年度より 0.4%増加した、86.5%と推計しています。また、平成 25 年度における種類別の市域外中間処理量(約 42.3 万トン)は、「がれき類(コンクリート破片)」が約 11.5 万トン、「廃プラスチック類」が約 5.5 万トンなど、特定の種類に偏った傾向がみられます。

そこで、特にこれらの種類について市域内へのリサイクル施設の設置や、市域内処理施設の有効活用を推進することにより、市域内中間処理率を 88%以上にします。

2-1 「市域外最終処分量:5万トン以下



2-2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成 32 年度の市域外最終処分量は、平成 25 年度より 0.1 万トン減少した、5.5 万トンと推計しています。

平成 25 年度における種類別の最終処分量で、市域外への依存度が高い「廃プラスチック類」や「建設混合廃棄物」について、排出事業者への分別指導など、排出量の抑制に取り組むとともに、市域内へのリサイクル施設整備を推進することで、市域外最終処分量を5万トン以下にします。

第4章 札幌市の重点施策



排出

排出事業者に関する施策

処理

処理事業者に関する施策

継続充実

第3次計画からの継続又は 充実させる施策

市民

市民に関する施策



第4次計画での新規施策

方針1

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

重点施策 1

排出事業者・処理事業者等への 指導、啓発の推進

排出

施策 1-1 各種報告書に基づく指導

継続充実

非山

処理

- ○産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下「マニフェスト報告書」という。)、処理実績報告書、産業廃棄物多量排出事業者の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書等に基づいた適正処理の指導
- ○電子マニフェストの普及啓発及びマニフェスト報告書の提出 指導の強化

排出

施策 1-2 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進

継続充実

○事業系廃棄物の排出事業者に対し、一般廃棄物及び産業廃棄 物の両側面から、一体的かつ効果的な指導を実施

排出

施策 1-3 建設工事現場における指導

継続 充実

- ○建設リサイクル法に係る立入調査等において、元請事業者に 対し、産業廃棄物の適正処理を指導するなど、建設工事現場 における排出抑制、現場分別及び再生利用を推進
- ○大規模解体工事については、関係部局と連携した立入調査を 実施
- ○石綿含有産業廃棄物の排出作業を伴う建築物の解体工事等に おける、周囲への飛散防止等の観点からの適正な作業(散水 や湿潤化等)の指導

排出

特別管理產業廃棄物(廃石綿等、PCB、 施策 1-4 感染性廃棄物)の適正処理推進

充実

- ○廃石綿等の除去・解体工事に係る各種法令等に基づく事前届 出制度、本市最終処分場で処分する際の本市独自の事前申込 制度を活用した、立入調査等の適正処理指導
- OPCB (ポリ塩化ビフェニル) 特別措置法に基づいた PCB 廃棄 物の把握及び立入調査等による適正な保管と処理等の指導
- ○感染性廃棄物の排出量が多い医療機関への立入調査等による 適正な保管と処理等の指導

処理

施策 1-5 産業廃棄物処理事業者への指導

充実

- - ○収集運搬事業者への立入調査(新規許可及び更新許可申請時 等)による適正管理指導
 - ○処分事業者への定期的な立入調査による適正管理指導及び処 理施設の状況、維持管理状況等の確認
 - ○産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の情報公開
 - ○環境保全に配慮した適正処理に係る情報提供、支援

排出

施策 1-6 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発

継続充実

処理

○排出事業者や産業廃棄物処理事業者、建設工事関係事業者等 各対象に応じた講習会の実施や、将来的な排出抑制等の視点 も加えた普及啓発の推進

施策 1-7 不法投棄の防止対策推進

継続充実

排出

处理

市民

- ○不法投棄監視パトロール員による巡回監視、市民による不法 投棄ボランティア監視員制度等による不法投棄や不法焼却等 の発見及び適正処理の指導
- ○監視カメラや警告板(のぼり)の設置等による不法投棄等の 未然防止



重点施策 2

信頼のおける 優良産業廃棄物処理事業者の育成

排出

施策 2-1 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用

継続充実

処理

市民

○産業廃棄物処理事業者に対する制度活用の推進

- ○排出事業者に対する優良産業廃棄物処理事業者の活用促進施 策の実施
- ○生活環境の保全について、地域社会と良好な関係を築くこと のできる産業廃棄物処理事業者の育成

重点施策 3

非常災害に備えた処理体制の整備

処理

施策 3-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の 運用体制等の確認 継続 充実

- ○廃棄物処理法及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) の一部改正など社会情勢の変化に応じた非常災害発生時にお ける処理実務運用体制等の構築・維持
- ○公益社団法人北海道産業廃棄物協会との間で締結した「震災 等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づく災害時の連絡 体制の整備及び情報交換
- ○近隣 7 市町村との間で締結した「札幌圏震災等廃棄物処理に 係る相互支援協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情 報交換

方針2

産業廃棄物の市域内処理の推進

重点施策 🚄

本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

排出

施策 4-1 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び 再資源化の推進

継続 充実

- ○建設リサイクル法に基づく通知書の提出があった場合は、建設副産物処理計画等を確認するとともに、排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底を適宜指導し、市域内処理の推進を図る。
- ○建設汚泥を現場内で自己利用する際は、「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」に基づく事業計画書の提出を 徹底するよう周知
- ○「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等に基づき、排出抑制や減量化、再生利用を率先して実行

重点施策 5

産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けた リサイクルの推進

排出

施策 5-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けた リサイクルの推進等

新規

処理

- ○廃石膏ボードの直接最終処分量の低減に向けた、リサイクル 施設の札幌市域内での整備
- ○低炭素社会の実現に向けた、熱回収施設など高度な処理機能 を有する焼却施設の札幌市リサイクル団地での整備
- ○新規事業を検討している中間処理や最終処分の事業者に対し、 北海道の補助金制度の周知等により支援
- ○民間処理施設の受入状況等を考慮し、市有の処理施設における受入品目の見直しを検討
- ○市域内処理を基本としつつ、将来的な道内連携を検討するため、道内既存処理施設を活用した産業廃棄物処理のあり方について、マニフェスト報告書等各種統計データなども活用した調査等を実施

方針3

未活用資源の有効活用の推進

重点施策 6

直接最終処分率の高い産業廃棄物の 資源活用の推進に向けた支援

排出

施策 6-1

直接最終処分率の高い産業廃棄物の 資源活用の推進に向けた支援 新規

処理

- ○廃石膏ボードなどの直接最終処分量の大きい産業廃棄物について、再生利用に関する先進技術、事例等を収集整理し、処理事業者向けに情報提供
- ○本市に未活用資源を活用した再生利用施設が新設された場合、 排出事業者に情報提供するなど再生利用施設の活用を促進
- 〇本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について実態調査を実施し、未活用資源を洗い出した上で有効活用策を検討

重点施策 7

排出現場・事業所における分別の徹底による 未活用資源の有効利用の推進

排出

施策 7-1 小規模な排出現場・事業所への 適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進 新規

- ○建設リサイクル法が適用されない小規模な工事現場等に対し、 建設リサイクル法に準じ現場分別の徹底及び建設副産物再資 源化についての指導
- ○「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」等を 活用した、産業廃棄物の小規模排出事業者に対する分別・リ サイクルに関する啓発

概要版

第4次机幅前

產業廢棄物処理指導計画

札幌市産業廃棄物処理指導計画について

札幌市域内で発生する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者及び処理事業者に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものです。『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の規定による法定計画に位置付けられます。

理念

持続可能な環境保全型のまちづくりを 目指し、市民・事業者・行政が協働して、 循環型社会形成の推進に取り組みます。

進行管理

計画目標の達成状況や施策の実施状況 について、市民・事業者・行政が情報を 共有し、それぞれの役割と責務に応じた 取組を実行していくため、その結果につ いて公表していきます。

計画期間

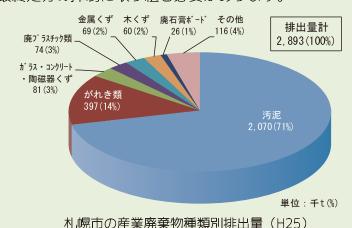
平成28年度からの5年間とし、目標年度を平成32年度とします。また、平成30年度を目処に、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。



札幌市の産業廃棄物処理の現状と課題

札幌市の産業廃棄物は、排出量、最終処分量とも減少を続け推移してきました。しかし、再生利用量は頭打ちの状況にあり、依然として再生利用の余地がある産業廃棄物が最終処分されている現状にあります。市域内の処理施設整備や既存施設の有効活用を進め、最終処分の抑制に取り組む必要があります。





役割に応じた取組

排出事業者の役割と責務

- ◆排出抑制・リサイクルの推進
- ◆適切な分別、処理事業者の選定
- ◆環境管理体制の確立と情報公開の徹底
- ◆拡大生産者責任の考え方に対応した 製品の設計、製造・利用

市民の役割

- ◆事業者による環境保全活動への協力
- ◆環境負荷に対する理解と関心の向上
 - ◆不法投棄等発見時の通報

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等を推進し、 安心して暮らせる環境保全型のまちづくりを 進めるためには、市民・事業者・行政が協働し、

それぞれが担うべき役割と責務に応じた取組を果たしていく必要があります。

処理事業者の役割と責務

- ◆廃棄物処理法等、関連法令の遵守
- ◆適正処理の推進、周辺環境への配慮
 - ◆経営基盤の安定、資質の向上
 - ◆環境負荷の低減
 - ◆情報公開の徹底

______ 札幌市の役割と責務

- ◆廃棄物処理法等、関連法令の適正な運用 ◆市発注工事における排出抑制や再生利用等の率先実行
- ◆市民、事業者との連携調整及び意見の反映 ◆市民に対する情報公開と出前講座等による普及啓発
 - ◆排出事業者等に対する排出抑制や適正処理等に向けた優良事例等に係る情報公開
 - ◆処理事業者等に対する先進技術等に係る情報提供など再生利用等に向けた助言・支援

計画目標

① 排出抑制の推進

排出量のH32目標値:290万トン以下

産業廃棄物の排出量は、社会情勢の変化や経済動向に左右され ることを勘案し、現状と同程度を維持することを目標とします。

③ 再生利用の推進

再生利用率のH32目標値: 75%以上

未活用資源の再生利用の推進に取り組み、再生利用率を平成25 年度より1.3%増加させることを目標とします。

※再生利用率は、上下水道汚泥について脱水等により減量化した後の量を 基準に算出した数値です。

② 最終処分量の減量

最終処分量のH32目標値:9万トン以下

最終処分率の高い種類に集中した施策に取り組み、最終処分量 を平成25年度より1.1万トン減量することを目標とします。

④ 市域内処理の推進

市域内中間処理率のH32目標値:88%以上

市域外最終処分量のH32目標値:5万トン以下

札幌市は、高い利便性を享受し多量の産業廃棄物を排出する都 市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本とし、市域 内中間処理率の向上、市域外最終処分量の削減を目標とします。

計画の基本方針と重点施策

新規:第4次計画での新規施策

継・充): 第3次計画からの継続又は充実させる施策

【 排出: 排出事業者に関する施策

| <u>処理</u>|:処理事業者に関する施策 | 市民に関する施策 |

方針1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

経済的な発展を妨げることなく、産業廃棄物の排出量を減らすことを第一に指導するとともに、廃棄物処 理法等に基づいた適正な産業廃棄物の処理を推進します。

重点施策1 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進

<u>継・充</u> 1-1 各種報告書に基づく指導 【<u>排出 処理</u>】 <u>継・充</u> 1-2 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進 【*排*出】

継·充 1-3 建設工事現場における指導 【 排出】

継·充)1-4 特別管理産業廃棄物(廃石綿等、PCB、感染性廃棄物)の適正処理推進【*【排』*】

継・充 1-5 産業廃棄物処理事業者への指導【処理】 *継・充* 1-6 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発【*|排出 処理*]

継・充 1-7 不法投棄の防止対策推進 【 *排出 処理 市民* 】

重点施策2 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成

継·充 2-1 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用 【 排出 処理 市民 】

重点施策3 非常災害に備えた処理体制の整備

継・充 3-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認 【 *処*曜 】

方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進

産業廃棄物は、広域的に処理されることもありますが、札幌市では、高い利便性を享受し、多量の廃棄物 を排出している都市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。

重点施策4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

継·充》4-1 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進【 *排* 】

重点施策 5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進

新規 5-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等【 ## 💯 🕽

方針3 未活用資源の有効活用の推進

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の中で再生利用の進んでいないものを「未活用資源」と位置付け、 そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。

重点施策6 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援

新規 6-1 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援 【 *排出 処理* 】

重点施策7 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進

新規)7-1 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進【 *処*哩 】





【編集·発行】 札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階 TEL.011-211-2927 FAX.011-218-5105

ホームページアドレス :http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/haikibutu.html メールアドレス :jigyohaiki@city.sapporo.jp



